令和5（2023）年度法学部・法学研究科研究大学院　後期 【参集式試験】時間割表

2024/1/9修正版

	1月22日（月）				1月23日（火）				1月24日（水）				1月25日（木）				1月26日（金）			
	講義コード　授業科目（教員）	受講者数	試験方法	教室	講義コード　授業科目（教員）	受講者数	試験方法	教室	講義コード　授業科目（教員）	受講者数	試験方法	教室	講義コード　授業科目（教員）	受講者数	試験方法	教室	講義コード　授業科目（教員）	受講者数	試験方法	教室
1 8:50-10:20 試験時間 9:00-10:20	刑事訴訟法特論 _井上 和治	57	一切持参を許さない(六法貸与)	法３	物権法_ 久保野 恵美子	181	一切持参を許さない(六法貸与)	法１ 小１					日本近代法史 _坂本 忠久	185	一切持参を許さない	法１ 法３				
					※特別配慮：第1演習室								会社法Ⅱ_ 石川 真衣	66	一切持参を許さない（六法貸与）	法２				
													国際私法_ 井上泰人	24	六法の持込みを許す。ただし、判例の記載及び書込みのないものに限る。（六法貸与）	小講1				
2 10:30-12:00 試験時間 10:40-12:00	日本法制史Ⅱ _坂本 忠久	144	一切持参を許さない	法１	憲法Ⅰ_ 佐々木 弘通	213	一切持参を許さない	法１ 法３	憲法Ⅲ_中林 暁生	150	一切持参を許さない（六法貸与）	法１	民法総則_ 市川 英孝	177	一切持参を許さない（六法貸与）	法１ 小１	国際関係論 _戸澤 英典	205	一切持参を許さない	法１ 法２
					※特別配慮：第1演習室				行政法Ⅱ_堀澤明生	54	六法の持込みを許す。ただし、判例の記載及び書込みのないものに限る。（六法貸与）	法２	アジア政治経済論 _岡部 恭宣	59	一切持参を許さない	法２	※特別配慮：第1演習室			
					商法総論・商行為法_ 石川 真衣	107	一切持参を許さない(六法貸与)	法２ へ 変更	※特別配慮：第1演習室 ※知的財産法の授業を法３→小講義室１にて実施								知的財産法_ 蘆立順美・松岡徹	36	一切持参を許さない（六法貸与）	法３
12:00-13:00	昼休み																			
3 13:00-14:30 試験時間 13:10-14:30	租税法 _藤原 健太郎	50	一切持参を許さない(六法貸与)	法２	民事訴訟法_ 岡本 弘道	128	一切持参を許さない(六法貸与)	法１					法理学Ⅱ_ 樺島 博志	26	一切持参を許さない（六法貸与）	法３	刑法Ⅲ（坂下先生）の試験は2/2(金)へ変更			
					※特別配慮：第1演習室								※特別配慮：第1演習室							
4 14:40-16:10 試験時間 14:50-16:10					不法行為法_ 櫛橋 明香	153	一切持参を許さない(六法貸与)	法１	国際法_植木 俊哉	115	国際条約集の持込みを許す。ただし、書込みのないものに限る。	法１	法理の理論 _樺島 博志	137	一切持参を許さない（六法貸与）	法１ へ 変更				
					※特別配慮：第1演習室								※特別配慮：第1演習室							
					英米法_ 芹澤 英明	43	一切持参を許さない	法３					行政学_西岡 晋	91	一切持参を許さない	法２				

◎法学部・法学研究科専門教育科目の履修修正申請期限：２０２４年１月５日（金）
　また、履修修正手続きについては、法学部教務係（law-kyom@grp.tohoku.ac.jp）までメールで問い合わせること。

※１　解答時間は，８０分となる。

※２　授業期間中と講義室（試験室）及び時間割が異なる場合があるため，注意すること。

※３　オンライン・レポート試験を実施する科目については，別途掲示する。

※4　定期試験の入っていないコマのうち、灰色のコマは通常授業実施可能コマ（法1・法2・法3・小講１にて実施されるもの）

備考　　①問題提出期限　：　試験日の３日前まで。（土，日，祝日を除く）

②成績登録期限　：　全学生分　･･･　２０２４年２月９日(金)

※システム稼働時間　：　午前７時～午前３時（土日祝祭日も利用可）。その他、臨時メンテナンスが入る際には随時システム上にお知らせが掲載されます。

令和5（2023）年度法学部・法学研究科研究大学院　後期　【参集式試験】時間割表

	1月29日（月）				1月30日（火）				1月31日（水）				2月1日（木）				2月2日（金）			
	講義コード　授業科目（教員）	受講者数	試験方法	教室	講義コード　授業科目（教員）	受講者数	試験方法	教室	講義コード　授業科目（教員）	受講者数	試験方法	教室	講義コード　授業科目（教員）	受講者数	試験方法	教室	講義コード　授業科目（教員）	受講者数	試験方法	教室
1 8:50-10:20 試験時間 9:00-10:20																				
2 10:30-12:00 試験時間 10:40-12:00	西洋政治思想史Ⅱ _鹿子生浩輝	8	持ち込み自由 （六法貸与）	小1																
12:00-13:00	昼休み																			
3 13:00-14:30 試験時間 13:10-14:30													ﾖｰﾛｯﾊﾟ政治史Ⅰ _平田 武	247	配布資料・自筆ノートの持ち込みを許可する	法1 法2	刑法Ⅲ_坂下 陽輔	159	一切持参を許さない（六法貸与）	法1 小1
																	※特別配慮：第1演習室			
4 14:40-16:10 試験時間 14:50-16:10	刑法Ⅰ_成瀬 幸典	188	一切持参を許さない（六法貸与）	法1 小1																
	※特別配慮：第1演習室																			

※監督補助：★は総務企画係、◆はセンター。但し、(無)の担当教員から依頼があった場合は、初日と二日目を除き、★または◆に割り当てる。

◎法学部・法学研究科専門教育科目の履修修正申請期限：２０２４年１月５日（金）
　また、履修修正手続きについては、法学部教務係（law-kyom@grp.tohoku.ac.jp）までメールで問い合わせること。

※１　解答時間は，８０分となる。

※２　授業期間中と講義室（試験室）及び時間割が異なる場合があるため，注意すること。

※３　オンライン・レポート試験を実施する科目については，別途掲示する。

※4　定期試験の入っていないコマのうち、灰色のコマは通常授業実施可能コマ（法1・法2・法3・小講１にて実施されるもの）

備考　　①問題提出期限　：　試験日の３日前まで。（土，日，祝日を除く）

②成績登録期限　：　全学生分　･･･　２０２４年２月９日(金)

※システム稼働時間　：　午前７時～午前３時（土日祝祭日も利用可）。その他、臨時メンテナンスが入る際には随時システム上にお知らせが掲載されます。

令和5（2023）年度法学部　後期　【オンライン・レポート試験、その他】定期試験一覧表

◎レポート提出の際、クラスルームの不具合等によりレポート提出がうまくいかない場合は、各科目の問い合わせ先まで連絡すること。

◎法学部・法学研究科専門教育科目の履修修正申請期限：1/5(金)とする。ただし、レポート試験の問題発表日や試験日程等が1/5よりも前となる科目は、その前日まで。
また、履修修正手続きについては、法学部教務係（law-kyom@grp.tohoku.ac.jp）までメールで問い合わせすること。

◎教員問い合わせフォームについて
科目担当教員への問い合わせについては、下記URLまたはQRコードよりフォームにアクセスのうえ、必要事項を記入し送信すること。
＊東北大メールアドレスおよびそのパスワードが必要です。

https://forms.gle/Ynwkj3AodEBJK5ku6

【オンライン試験A（出題発表から提出まで24時間以上の時間的ゆとりのある形でオンライン・レポート試験）】

講義コード_ 講義名称_授業担当教員	レポート試験問題の公表日程		レポート提出締め切り		レポート試験問題の発表および レポート提出先	問い合わせ先	備考
	【日付】	【時間】	【締切り日】	【締切り時間】			
比較政治学Ⅱ_横田 正顕	2024年1月22日	10:30	2024年1月27日	12:00	試験問題を掲載する場所およびレポート提出先については、グーグルクラスルームとする	教員問い合わせフォーム	
西洋法制史特論Ⅱ（アメリカ法制史）_大内 孝	準備が整い次第グーグルクラスルームで発表予定				試験問題を掲載する場所およびレポート提出先については、グーグルクラスルームとする	教員問い合わせフォーム	
公共政策学（農林水産政策Ⅱ）_松村 孝典	準備が整い次第グーグルクラスルームで発表予定				試験問題を掲載する場所およびレポート提出先については、グーグルクラスルームとする	教員問い合わせフォーム	

追試験について（抜粋）　　令和4年11月16日　法学部教授会
・本試験と同一の形態による追試験の実施の可否について
　本試験と同一の形態による追試験の実施の可否については、７月又は、１月の教授会において、教務委員会が判断することを審議する。認められた場合、追試後の教授会においてこれを報告するものとする。
　具体的には、追試験の申出について、教務委員会がその可否を判断し、追試験を認めた場合には、追試験を実施し、直後の教授会において、このことを報告することとなる。